

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年2月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第66号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第15条第1項後段中「区出納員は」の右に「，別に定める分任出納員又は区分任出納員の指定に係る一覧表を作成し，その写しを」を加え，「解こうとする」を「解いた」に，「の承認を受けなければ」を「及び出納機関に提出しなければ」に改め，同条第2項を次のように改める。

2 前項前段の規定により指定を受けた者は，当該指定を受けている間，別に辞令を用いることなく，分任出納員又は区分任出納員を命じられたものとする。

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

(会計室)